

第47回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

- 会計監査人に関する事項
- 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要
- 株式会社の支配に関する基本方針
- 剰余金の配当等の決定に関する方針
- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表
- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表
- 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書
- 会計監査人の監査報告書

(2024年6月1日から
2025年5月31日まで)

株式会社ハニーズホールディングス

上記事項につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面への記載を省略しております。

会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額および当該報酬等について監査等委員会が同意した理由

- | | |
|--|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 39百万円 |
| ② 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭
その他の財産上の利益の合計額 | 39百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

2. 当社の重要な子会社のうち、Honeys Garment Industry Limitedは、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

- ③ 当社監査等委員会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適正性等を確認し、監査時間および報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は適切であると判断し、報酬等に同意しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、監査等委員会の決定により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 現に受けている業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

(6) 過去2年間に受けた業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

(7) 辞任したまたは解任された会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

(1) 取締役（監査等委員である取締役を含む。）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、「私たちの行動指針」、「法令遵守マニュアル（役員用）」を制定し、代表取締役社長および取締役が率先してその精神を実践し、役職員に伝えることによって、関係法令の遵守および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
- ② 取締役会は、業務執行取締役の中から法令遵守担当取締役を任命し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備、教育、および問題点の把握に努める。
- ③ 法令遵守担当取締役を委員長、法令遵守担当部長を事務局とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、結果を取締役に報告する。
- ④ 法令遵守担当者、取締役、従業員がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、すみやかに法令遵守担当部長に報告しなければならない。報告を受けた法令遵守担当部長は、法令遵守担当取締役と協議し、内容を調査したうえで再発防止策を含め適切な対応を図る。なお、通報者の匿名性を保障するとともに通報者に不利益がないことを確保する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 代表取締役社長は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理につき、全社的に統括する文書管理担当部長を任命する。
- ② 文書管理担当部長は、文書管理規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電子媒体に記録し、定められた場所に、定められた期間保存する。
- ③ 取締役は、常時、これらの保存文書等を閲覧できるものとする。なお、文書管理規程を変更する場合は、事前に、監査等委員会の承認を受けるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 経営に重大な影響を及ぼすリスクを、全社横断的に把握し、適正に管理・対処していくため、リスク管理規程を制定する。
- ② リスクを総合的に認識・評価・管理する組織体として、管理部門担当取締役を委員長、各部室長を構成員、総務部を事務局とするリスク管理委員会を設置する。
- ③ リスク管理委員会は、当社が業務を遂行していくうえで発生する可能性のあるリスクを、そのリスク特性に応じて分類し、リスク種類ごとに管理を行う所管部署を決定する。

- ④ リスク所管部署は、所管するリスクについて、リスクを発生させない仕組み、リスクの管理方法、許容できるリスクの量などを検討し、リスク管理委員会に報告する。
- ⑤ リスク管理委員会は、全社横断的なリスク状況、リスク対応方針等を取りまとめ、取締役会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、以下の経営管理システムを通じて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

- ① 執行役員制度を導入し、戦略決定・経営監督機能と業務執行機能を明確に区分して効率的な業務運営を行う。
- ② 業務執行取締役、執行役員ならびに部門責任者を構成員とする執行役員会議を設置するほか、業務執行に関わる重要事項を評議するための各種会議体を設置する。
- ③ 取締役会規程、職務権限規程による意思決定、判断ルールの明確化を図る。
- ④ 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく年間業績目標と予算策定、ITを活用した月次業績管理を実施する。
- ⑤ 取締役会および執行役員会議による月次業績レビューと改善策の実施を図る。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、「私たちの行動指針」、「法令遵守マニュアル（従業員用）」を制定し、代表取締役社長が率先してその精神を従業員に伝えることによって、関係法令の遵守および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
- ② 取締役会は、法令遵守担当取締役を任命し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備、教育、および問題点の把握に努める。
- ③ 法令遵守担当取締役を委員長、法令遵守担当部長を事務局とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、結果を取締役に報告する。
- ④ 法令遵守担当者、取締役および従業員がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、すみやかに法令遵守担当部長に報告しなければならない。報告を受けた法令遵守担当部長は、法令遵守担当取締役と協議し、内容を調査したうえで再発防止策を含め適切な対応を図る。なお、通報者の匿名性を保障するとともに通報者に不利益がないことを確保する。
- ⑤ 内部監査室は、内部監査規程に基づき、従業員の職務遂行状況について合法性、合理性、信頼性の観点から評価するとともに、法令、定款の重大な違反に関し、モニタリングを行い、結果を代表取締役社長ならびに監査等委員会に報告する。

(6) 当社および子会社からなる企業集団（以下、「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループの業務の適正に関して責任を負う担当取締役を業務執行取締役の中から任命し、担当部署を設置する。
- ② 当社が定める法令遵守体制、リスク管理体制等の内部統制機能は、当社グループ全体を規定するものである。
- ③ 当社グループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切なものでなければならない。
- ④ 内部監査室は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を監査等委員会のほか担当取締役および担当部署に報告し、担当部署は、必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

(7) 財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備し、有効性を定期的に評価して、その評価結果を取締役に報告する。

(8) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、内部監査室所属の従業員を、監査等委員会を補助する従業員とする。
- ② 監査等委員会は、内部監査室所属の従業員に対して、監査業務上必要な事項を命令することができる。

(9) 前号の使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会より、監査業務上必要な事項の命令を受けた内部監査室所属の従業員は、その命令に関して、監査等委員以外の取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

(10) 取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 取締役または従業員は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な信用失墜や損害を及ぼす恐れのある事象、社内不祥事や法令違反等の重大な不正行為が発生した場合は、遅滞なく報告する。
- ② 内部監査室が行う監査結果や内部通報制度による通報の状況についても報告する。

(11) 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、監査等委員会へ報告を行った当社グループの監査等委員以外の取締役、使用人等に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

(12) 監査等委員である取締役の職務執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役の職務の執行に必要な費用または債務は当社が負担し、会社法に基づく費用の前払等の請求があった場合はこれに応じる。

(13) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、業務執行の監査が実効的に行われることを確保するため、代表取締役社長と定期的に意見交換を行うとともに、執行役員会議など業務執行部門の重要な会議に出席する。
- ② 監査等委員会と会計監査人が相互に連携を保ち、効率的な監査のできる体制を確保する。
- ③ 監査等委員会が、必要に応じて、専門の弁護士、公認会計士等を任用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

(1) 法令遵守体制

コンプライアンス委員会において、法令および各種社内規程の違反状況について各所管部署およびグループ子会社より法令遵守担当役員に対し適切に報告がなされ、適正に対応いたしました。

(2) リスク管理体制

リスク管理委員会において、各所管部署およびグループ子会社から報告された戦略リスク、業務プロセスリスクおよび不正リスクなどのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、取締役会において、リスク管理委員長から当該リスクの管理状況について報告いたしました。

(3) 取締役会

取締役会は、業務執行取締役4名と監査等委員である取締役4名（うち3名は社外取締

役)の合計8名で構成しており、定例取締役会として毎月1回開催するほか必要に応じて随時開催し、経営方針等の重要事項を審議のうえ決定するとともに、各取締役の業務執行を監督するほか、業務執行状況等の報告を行いました。

また、代表取締役社長を委員長としたサステナビリティ委員会は、気候変動を含むサステナビリティ課題について審議・検討を行い、当該課題に対する社内の取り組み状況をモニタリングした結果を取締役会へ報告いたしました。

(4) グループ会社経営管理体制

グループ会社の経営管理につきましては、主に管理本部担当取締役が統括しております。そのほか、国内事業および海外事業の各担当取締役は、毎月開催される定例取締役会においてグループ各社の業績および営業状況を報告しております。なお、内部監査室は内部監査計画に基づき、監査等委員会と連携してグループ各社の内部監査を実施いたしました。

(5) 財務報告の適正性と信頼性の確保

財務報告の適正性と信頼性を確保するため、内部監査室が作成した内部統制評価スケジュールに基づいて当社グループ全体の内部統制の有効性に係る評価を実施し、取締役会に報告いたしました。

(6) 監査等委員会

監査等委員会は、毎月1回開催し、監査等委員会で定めた年度監査計画に基づいて、取締役会その他重要な会議に出席したほか、監査等委員以外の取締役の業務執行に関する意思決定の適法性・妥当性や内部統制システムの構築・運営について監査を行い、常勤監査等委員が提出した監査結果を審議し、各監査等委員から意見が述べられました。また、監査等委員会と代表取締役との定期的な意見交換会を随時開催し、代表取締役と情報共有を行いました。

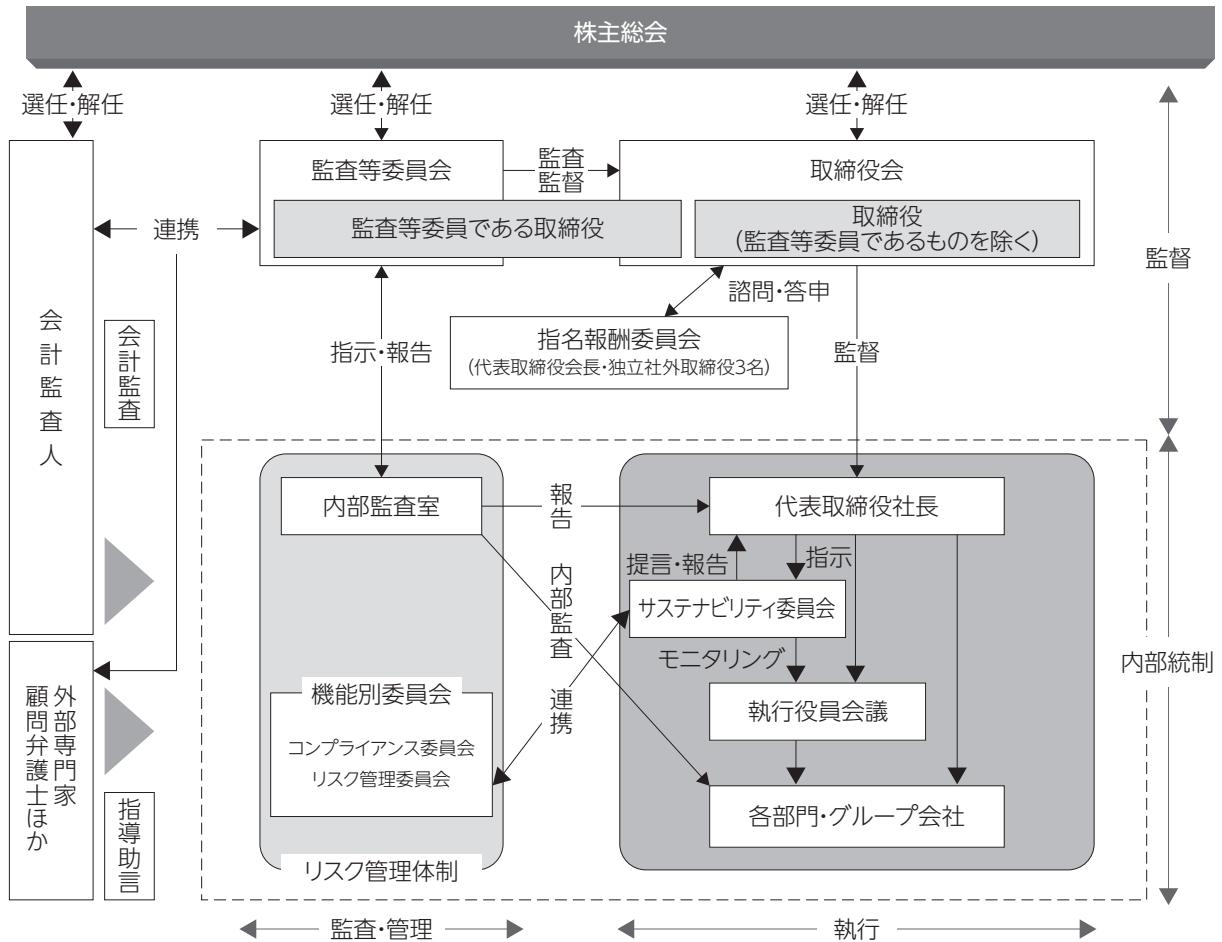
そのほか、会計監査人の会計監査の内容および監査結果について説明を受けるとともに、情報や意見交換を行うなど、会計監査人との連携を図りました。

(7) 内部監査

内部監査室が作成した内部監査基本計画に基づき、当社およびグループ各社の内部監査を実施いたしました。

なお、コーポレート・ガバナンス体制につきましては、次頁の模式図をご覧ください。

当社コーポレート・ガバナンス体制



株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆さまに対して安定的かつ継続的な配当を行うとともに、新たな事業展開に向けた内部留保の充実を勘案することを基本方針としております。配当につきましては、連結配当性向35%、D O E 3%程度を目安としております。内部留保資金の用途につきましては、新規店舗等への設備投資のほか、事業基盤の強化や将来の事業展開のために有効活用してまいります。自己株式の取得につきましては、当社の財務状況等を勘案し、適宜、適切に検討を行ってまいります。

当事業年度の期末配当につきましては、2024年7月9日付公表のとおり1株当たり30円とすることを2025年7月22日開催の取締役会において決議しておりますので、2025年1月31日に実施した中間配当の1株当たり25円とあわせ、年間配当金は1株当たり55円となります。また、当社の剰余金の配当は、中間配当および期末配当の年2回実施することとしており、これらの剰余金の配当の決定機関については、会社法第459条の規定に基づき取締役会としております。

(注) 本事業報告中の記載金額および持株数は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。また、比率については、表示桁未満の端数を四捨五入しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年6月1日から
2025年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,566,800	3,946,166	36,292,171	△39,792	43,765,345
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△1,532,816		△1,532,816
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,732,755		3,732,755
自己株式の取得				△166	△166
自己株式の処分		4,530		11,340	15,870
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					—
当期変動額合計	—	4,530	2,199,939	11,173	2,215,643
当 期 末 残 高	3,566,800	3,950,696	38,492,111	△28,619	45,980,988

(単位：千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	223,699	1,293,604	△523,329	40,401	1,034,376	44,799,722
当 期 変 動 額						
剰余金の配当					—	△1,532,816
親会社株主に帰属する 当期純利益					—	3,732,755
自己株式の取得					—	△166
自己株式の処分					—	15,870
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	14,340	△816,219	△1,609,427	102,894	△2,308,412	△2,308,412
当期変動額合計	14,340	△816,219	△1,609,427	102,894	△2,308,412	△92,769
当 期 末 残 高	238,040	477,384	△2,132,756	143,295	△1,274,035	44,706,952

※ 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

株式会社ハニーズ

Honeys Garment Industry Limited

- (2) 非連結子会社の数 1社

非連結子会社の名称

株式会社ハニーズハートフルサポート

- (3) 連結の範囲から除いた理由

株式会社ハニーズハートフルサポートは小規模会社であることから、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

- (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会 社 名

決 算 日

Honeys Garment Industry Limited

3月31日 ※

※ 決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用会社

持分法適用会社はありません。

- (2) 持分法非適用会社

非連結子会社

株式会社ハニーズハートフルサポート

- (3) 持分法を適用しない理由

上記の持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

商品

総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

原材料及び貯蔵品

生地等…総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

その他…最終仕入原価法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)

主として法人税法に規定する定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (付属設備を除く) ならびに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、法人税法に規定する定額法を採用しております。

主な耐用年数

建物…3年～50年

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却しております。

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法

なお、ソフトウェア (社内利用) については、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② ポイント引当金

顧客に付与したポイントの将来の利用に備えるため、当連結会計年度末における将来利用見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 商品の販売

当社グループの顧客との契約から生じる収益は、主に店舗における衣料品及び服飾品等の商品の販売によるものであり、これら商品の販売は、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、インターネット等の販売については、国内販売であること、及び通常、出荷から商品の支配が顧客に移転される時までの時間が通常の期間であることから、商品を出荷した時点で収益を認識しております。

② カスタマー・ロイヤリティ・プログラム

販売時にポイントを付与するカスタマー・ロイヤリティ・プログラムの提供については、付与したポイントを履行義務として認識し、将来の失効見込み等を考慮して履行義務に配分した取引価格を契約負債として収益から控除して繰り延べ、顧客のポイント利用に従い収益を認識しております。なお、販売時に外部ポイントプログラムを付与するサービスの提供については、付与したポイント等に係る他社への負担額を控除して収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(退職給付に係る会計処理の方法)

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準)

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(ヘッジ会計の方法)

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…商品輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する取り決めに基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を四半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

II 会計方針の変更

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針 第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

(棚卸資産の評価方法の変更)

当社における原材料及び貯蔵品(生地等)の評価方法は、従来、先入先出法による原価法を採用しておりましたが、当連結会計年度から総平均法による原価法に変更しております。

この変更は、当該原材料等の金額的重要性が増してきたこと、業績管理の適正化等を目的とした新システムが当連結会計年度において稼働したことに伴い、先入先出法による計算より総平均法による単価計算を行うことが、原材料価格の変動に対応したより適切な棚卸資産の評価及び期間損益計算を行うことができると判断したことによるものであります。

なお、過去の会計年度について、総平均法による単価計算を行うことが実務上不可能であり、当連結会計年度の期首時点における遡及適用した場合の累積的影響額を算定することができないため、過年度遡及は行わず、前連結会計年度の帳簿価額を当連結会計年度の期首残高として、期首から将来にわたり総平均法による原価法を採用しております。

当該会計方針の変更による影響額は軽微であります。

III 会計上の見積りの変更

(資産除去債務の見積りの変更)

当連結会計年度において、不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退去時に必要とされる原状回復費用に関する新たな情報を入手したことに伴い、見積りの変更を行いました。

当該見積りの変更による資産除去債務の総額は、工事費や物価上昇等の影響により196,679千円増加し、変更前の残高に加算しております。また、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ61,184千円減少しております。

IV 重要な会計上の見積り

1. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

店舗に関する固定資産	5,366,902千円
本社・物流センター等その他の固定資産	6,330,132千円
減損損失	224,391千円

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

当社グループでは、店舗・賃貸不動産を物件ごとに独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングしております。減損の兆候については、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている場合や経営環境が著しく悪化している場合等に減損の兆候がある店舗・賃貸不動産とし、減損の兆候がある店舗・賃貸不動産については、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額に満たなかった場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額することにより減損損失を計上しております。回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しており、使用価値を算定する場合における割引前将来キャッシュ・フローは翌連結会計年度以降の事業計画に基づいて算定しております。

② 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、売上高、人件費、家賃及び売上総利益率になります。売上高については、前期実績率や予算達成率を考慮して将来の売上高を見込んでおります。人件費、家賃については、過年度の削減実績に基づき、店舗ごとに確度の高い削減案を見込む場合があります。売上総利益率については、過年度の実績をベースとして、全店舗の売上総利益率等を考慮して見込んでおります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

減損損失の認識に当たっては、将来の収益性等を慎重に検討しておりますが、将来予測に関する見積りについては不確実な経営環境の変動等により、回収可能価額が減少し、翌連結会計年度における減損損失の発生に重要な影響を与える可能性があります。

2. 資産除去債務

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

資産除去債務 1,832,731千円

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

当社グループでは、店舗及び工場等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等につき、有形固定資産の除去に要する将来キャッシュ・フローを見積り、使用見込期間に対応した割引率で割引いた金額を資産除去債務として計上しております。

② 主要な仮定

資産除去債務の見積りの基礎となる主要な仮定は、有形固定資産の除去に要する将来キャッシュ・フロー及び使用見込期間になります。

有形固定資産の除去に要する将来キャッシュ・フローの見積りは、過去における原状回復工事の実績額、除去サービスを行う業者等の第三者からの情報等に基づいております。使用見込期間は、主に過去の使用実績に基づいて決定しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

資産除去債務の履行時期を予測することや将来の最終的な除去費用を見積ることは不確実性が伴うため、翌連結会計年度に係る連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

V 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

13,429,341千円

Ⅵ 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは、以下の資産のグループについて減損損失を計上いたしました。

なお、場所については地域別に記載しております。

(単位：千円)

用途	種類	場所	金額
店 舗	建物 工具、器具及び備品	東北地域 3店舗	4,276
店 舗	建物 工具、器具及び備品	関東地域 11店舗	48,936
店 舗	建物 工具、器具及び備品	北陸・中部地域 11店舗	40,289
店 舗	建物 工具、器具及び備品	近畿地域 21店舗	83,226
店 舗	建物 工具、器具及び備品	中国地域 2店舗	22,234
店 舗	建物 工具、器具及び備品	九州・沖縄地域 10店舗	25,429
合計			224,391

当社グループでは、原則として店舗・賃貸不動産を物件ごとにグルーピングしており、本社及び物流センターは共用資産としております。また、遊休資産は物件ごとにグルーピングしております。

減損損失を計上した店舗については、割引前将来キャッシュ・フロー総額が帳簿価額に満たないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は建物204,814千円、工具、器具及び備品19,577千円であります。

なお、店舗の回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを主に5.6%で割り引いて算定しております。

Ⅶ 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における当該株式会社の発行済株式の総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	27,900,000	－	－	27,900,000

2. 当連結会計年度の末日における当該株式会社の自己株式の総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	35,119	104	10,000	25,223

(注) 1. 自己株式の増加株式数は、単元未満株式の買取によるものであります。

2. 自己株式の減少株式数は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

3. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年7月16日 取締役会	普通株式	835,946	30	2024年5月31日	2024年8月21日
2025年1月8日 取締役会	普通株式	696,869	25	2024年11月30日	2025年1月31日

4. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年7月22日 取締役会	普通株式	利益剰余金	836,243	30	2025年5月31日	2025年8月12日

Ⅷ 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画、資金繰り表等に照らして、必要な資金を主として自己資金により手当てしております。一時的な余資は、安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引は、実需に伴う取引に限定して実施することを原則とし、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されておりますが、回収までの期間が短く、貸倒実績率も極めて低い状況です。当該リスクについては、取引先ごとに期日管理、残高管理を行うとともに、信用状態が危惧される場合は、速やかに回収を図るなどリスクの低減に努めております。

金銭の信託及び投資有価証券である株式・投資信託は、市場価格の変動リスクに晒されております。当該株式等については、四半期ごとに時価等の把握を行っております。

差入保証金は、出店する際の賃貸借契約に伴うものであり、出店先の信用リスクに晒されております。契約締結に際しては、相手の信用状況を把握するとともに、信用状態が危惧される場合は、速やかに回収を図るなどリスクの低減に努めております。

営業債務である買掛金及び未払費用は、ほとんどが2ヶ月以内の支払期日となっております。これらの流動負債は、その決済時において流動性リスクに晒されますが、当社グループでは、毎月資金繰り計画を見直すなどの方法により、そのリスクを回避しております。

デリバティブ取引は、将来にわたって発生が見込まれる外貨建債務に関する為替リスクをヘッジするものです。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ会計の方法、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法については、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等の「3. 会計方針に関する事項 (5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項」に記載しております。

デリバティブ取引の管理は、社内規程に従い厳格に行っており、また、契約履行リスクを低減するため、信用力のある金融機関に限定して取引を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動する場合があります。

また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年5月31日における金融商品の連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、現金及び預金、売掛金、未払費用については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。(注2)をご参照ください。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	533,923	533,923	—
(2) 投資有価証券 その他有価証券	966,232	966,232	—
(3) 差入保証金 (※1)	6,765,279	6,414,699	△350,580
資産計	8,265,435	7,914,855	△350,580
デリバティブ取引 (※2)			
ヘッジ会計が適用されているもの	690,535	690,535	—
デリバティブ取引計	690,535	690,535	—

(※1) 1年以内回収予定の差入保証金を含めて表示しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

投資有価証券

上場株式は、取引所の価格によっております。

なお、有価証券は、その他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	種類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	24,452	75,527	51,075
	投資信託	594,783	890,705	295,922
小計		619,235	966,232	346,997
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	投資信託	—	—	—
小計		—	—	—
合計		619,235	966,232	346,997

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の連結決算日における契約額等は、次のとおりであります。

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等		時価
				うち1年超	
原則的処理方法	為替予約取引				
	買建 USD	買掛金	40,948,085	26,756,587	690,535
合計			40,948,085	26,756,587	690,535

(※) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格によっております。

(注2) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	235
組合出資等	150

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金(※1)	13,154,271	—	—	—
売掛金	4,514,550	—	—	—
差入保証金(※2)	114,080	—	—	—
合計	17,782,901	—	—	—

(※1) 現金及び預金には、現金201,663千円は含めておりません。

(※2) 返還期日を明確に把握できない差入保証金は、償還予定額に含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	533,923	—	—	533,923
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	75,527	—	—	75,527
投資信託	313,874	576,831	—	890,705
デリバティブ取引				
通貨関連	—	690,535	—	690,535
資産計	923,324	1,267,366	—	2,190,691

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	6,414,699	—	6,414,699
資産計	—	6,414,699	—	6,414,699

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託及び投資有価証券

上場株式、国債、投資信託は相場価格を用いて評価しております。上場株式、金銭の信託及び投資信託の一部は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している投資信託の一部には、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないものの、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、取引先金融機関から提示された価格によっており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約取引の時価は、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

差入保証金

想定した賃借契約期間に基づき、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りなど適切な指標により割り引いた現在価値によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

IX 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当連結会計年度
小売	51,526,413
E C事業	5,942,084
卸売	215,634
顧客との契約から生じる収益	57,684,132
その他の収益	17,205
外部顧客への売上高	57,701,337

(注) その他の収益は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等 3.会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高

(単位：千円)

	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	346,316
契約負債（期末残高）	128,094

契約負債は、販売時に顧客へ付与したポイントのうち、期末時点で履行義務を充足していない残高であります。顧客へ付与したポイントは、利用時に収益を認識し、契約負債を取り崩します。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは346,316千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予定される顧客との契約期間が基本的に1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

X 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,603円84銭
1 株当たり当期純利益	133円92銭

貸借対照表

(2025年5月31日現在)

(単位：千円)

資産の部			負債の部		
科 目	金額	科 目	金額		
流動資産	25,045,142	流動負債	7,061,458		
現金及び預金	5,117,313	買掛金	631,855		
売掛金	6,347,924	未払金	102,120		
金銭の信託	533,923	未払費用	681,596		
棚卸資産	10,729,291	未払法人税等	576,163		
前払費用	235,628	預り金	4,834,504		
為替予約	690,535	資産除去債務	30,148		
その他	1,390,526	未払消費税等	158,913		
固定資産	24,317,100	その他	46,156		
有形固定資産	11,729,799	固定負債	2,129,704		
建物	8,679,013	退職給付引当金	366,845		
構築物	98,136	資産除去債務	1,754,318		
機械及び装置	576,981	その他	8,540		
車両運搬具	6,794	負債合計	9,191,162		
工具、器具及び備品	417,707	純資産の部			
土地	1,918,400	株主資本	39,455,654		
建設仮勘定	32,763	資本金	3,566,800		
無形固定資産	35,999	資本剰余金	3,950,696		
ソフトウェア	34,239	資本準備金	3,941,880		
その他	1,759	その他資本剰余金	8,816		
投資その他の資産	12,551,301	利益剰余金	31,966,777		
投資有価証券	966,468	利益準備金	17,500		
関係会社株式	3,802,264	その他利益剰余金	31,949,277		
破産更生債権等	41,129	別途積立金	26,850,000		
長期前払費用	16,547	繰越利益剰余金	5,099,277		
繰延税金資産	686,056	自己株式	△28,619		
差入保証金	6,763,206	評価・換算差額等	715,425		
その他	316,758	その他有価証券評価差額金	238,040		
貸倒引当金	△41,129	繰延ヘッジ損益	477,384		
資産合計	49,362,242	純資産合計	40,171,080		
		負債純資産合計	49,362,242		

※ 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年6月1日から
2025年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		39,664,474
売上原価		31,251,808
販売費及び一般管理費		8,412,666
営業利益		3,060,224
営業外収益		5,352,442
受取利息	2,268	
受取配当金	4,859	
受取地代家賃	2,499	
受取補償金	17,158	
受取保険金	57	
助成金収入	1,331	
受取損害賠償金	5,217	
雑収入	2,394	35,786
営業外費用		
為替差損	8,022	
金銭の信託運用損	11,351	
雑損	2,889	22,263
経常利益		5,365,965
特別損失		
固定資産除却損	105,176	
減損損失	56,822	161,998
税引前当期純利益		5,203,966
法人税、住民税及び事業税	1,029,292	
法人税等調整額	△75,862	953,429
当期純利益		4,250,536

※ 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年6月1日から
2025年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自己株式	
		資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金			
					別途積立金	繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	3,566,800	3,941,880	4,286	17,500	26,050,000	3,181,557	△39,792	36,722,230
当 期 変 動 額								
剰余金の配当						△1,532,816		△1,532,816
別途積立金の積立					800,000	△800,000		－
当 期 純 利 益						4,250,536		4,250,536
自己株式の取得							△166	△166
自己株式の処分			4,530				11,340	15,870
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								－
当期変動額合計	－	－	4,530	－	800,000	1,917,720	11,173	2,733,423
当 期 末 残 高	3,566,800	3,941,880	8,816	17,500	26,850,000	5,099,277	△28,619	39,455,654

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	223,699	1,293,604	1,517,304	38,239,535
当 期 変 動 額				
剰余金の配当			－	△1,532,816
別途積立金の積立			－	－
当 期 純 利 益			－	4,250,536
自己株式の取得			－	△166
自己株式の処分			－	15,870
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	14,340	△816,219	△801,879	△801,879
当期変動額合計	14,340	△816,219	△801,879	1,931,544
当 期 末 残 高	238,040	477,384	715,425	40,171,080

※ 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等…移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) 棚卸資産

商 品…総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯 蔵 品

生 地 等…総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

そ の 他…最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

法人税法に規定する定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、法人税法に規定する定額法を採用しております。

主な耐用年数

建 物…3年～50年

工具、器具及び備品…3年～15年

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、ソフトウェア（社内利用）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次から費用処理することとしております。

なお、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

4. 収益及び費用の計上基準

当社における顧客との契約により生じる収益は、主に衣料品等の卸売業および子会社からの経営指導料になります。衣料品等の卸売業は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識しております。経営指導料は、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供する事が履行義務であり、履行義務の進捗に応じて収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…商品輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引

- ③ ヘッジ方針
デリバティブ取引に関する取り決めに基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を四半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

II 会計方針の変更

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

(棚卸資産の評価方法の変更)

当社における原材料及び貯蔵品(生地等)の評価方法は、従来、先入先出法による原価法を採用しておりましたが、当事業年度から総平均法による原価法に変更しております。

この変更は、当該原材料等の金額的重要性が増してきたこと、業績管理の適正化等を目的とした新システムが当事業年度において稼働したことに伴い、先入先出法による計算より総平均法による単価計算を行うことが、原材料価格の変動に対応したより適切な棚卸資産の評価及び期間損益計算を行うことができると判断したことによるものであります。

なお、過去の事業年度について、総平均法による単価計算を行うことが実務上不可能であり、当期の期首時点における遡及適用した場合の累積的影響額を算定することができないため、過年度遡及は行わず、前事業年度の帳簿価額を当事業年度の期首残高として、期首から将来にわたり総平均法による原価法を採用しております。

当該会計方針の変更による影響額は軽微であります。

Ⅲ 会計上の見積りの変更

(資産除去債務の見積りの変更)

当事業年度において、不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退去時に必要とされる原状回復費用に関する新たな情報を入手したことに伴い、見積りの変更を行いました。

当該見積りの変更による資産除去債務の総額は、工事費や物価上昇等の影響により196,679千円増加し、変更前の残高に加算しております。また、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ61,184千円減少しております。

Ⅳ 重要な会計上の見積り

(資産除去債務)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

資産除去債務 1,784,467千円

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

当社では店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等につき、有形固定資産の除去に要する将来キャッシュ・フローを見積り、使用見込期間に対応した割引率で割引いた金額を資産除去債務として計上しております。

② 主要な仮定

資産除去債務の見積りの基礎となる主要な仮定は、有形固定資産の除去に要する将来キャッシュ・フロー及び使用見込期間になります。

有形固定資産の除去に要する将来キャッシュ・フローの見積りは、過去における原状回復工事の実績額、除去サービスを行う業者等の第三者からの情報等に基づいております。使用見込期間は、主に過去の使用実績に基づいて決定しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

資産除去債務の履行時期を予測することや将来の最終的な除去費用を見積ることに伴う不確実性が伴うため、翌事業年度に係る計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

V	貸借対照表に関する注記	
1.	有形固定資産の減価償却累計額	12,684,655千円
2.	関係会社に対する金銭債権債務	
	短期金銭債権	7,409,343千円
	短期金銭債務	4,834,092千円
3.	棚卸資産の内訳	
	商品	9,950,335千円
	貯蔵品	778,956千円
	計	10,729,291千円
VI	損益計算書に関する注記	
1.	関係会社との取引高	
	営業取引による取引高	
	売上高	39,432,620千円
	仕入高	1,781,847千円
	販売費及び一般管理費	121,481千円

2. 減損損失

当事業年度において、当社は、以下の資産のグループについて減損損失を計上いたしました。

なお、場所については地域別に記載しております。

(単位：千円)

用途	種類	場所	金額
店 舗	建物 工具、器具及び備品	東北地域 5店舗	7,769
店 舗	建物 工具、器具及び備品	関東地域 7店舗	31,334
店 舗	建物 工具、器具及び備品	北陸・中部地域 3店舗	6,551
店 舗	建物 工具、器具及び備品	近畿地域 6店舗	7,096
店 舗	建物 工具、器具及び備品	四国地域 1店舗	1,114
店 舗	建物 工具、器具及び備品	九州・沖縄地域 2店舗	2,954
合計			56,822

当社では、原則として店舗・賃貸不動産を物件ごとにグルーピングしており、本社及び物流センターは共用資産としております。また、遊休資産は物件ごとにグルーピングしております。

減損損失を計上した店舗については、割引前将来キャッシュ・フロー総額が帳簿価額に満たないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は建物55,889千円、工具、器具及び備品932千円であります。

Ⅶ 株主資本等変動計算書に関する注記
 当事業年度の末日における自己株式の総数

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式(株)	35,119	104	10,000	25,223

- (注) 1. 自己株式の増加株式数は、単元未満株式の買取によるものであります。
 2. 自己株式の減少株式数は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

Ⅷ 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別内訳

(繰延税金資産)	
貸倒引当金	12,914千円
退職給付引当金	115,061
未払事業所税	11,703
未払事業税	32,655
未払社会保険料	4,753
棚卸取得原価加算	144,136
減損損失	55,136
資産除去債務	560,051
減価償却超過額	12,889
関係会社株式	264,405
その他	31,277
繰延税金資産小計	1,244,986
評価性引当額	△8,789
繰延税金資産合計	1,236,197
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△108,957
資産除去債務に対応する除去費用	△201,512
繰延ヘッジ損益	△213,150
その他	△26,519
繰延税金負債合計	△550,140
繰延税金資産の純額	686,056

IX 関連当事者との取引に関する注記

種 類	会社等の名称	議決権等の 所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社ハニーズ	(所有) 直接 100.0	役員の兼任	商品の販売 (注)	28,565,756	売掛金 預り金	5,471,716 4,815,418
				店舗設備等の使用 (注)	7,948,060	売掛金	755,428
子会社	Honeys Garment Industry Limited	(所有) 直接 100.0	役員の兼任	商品の加工仕入 (注)	1,757,160	前渡金	642,033

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 取引価格については、市場価格、総原価を勘案して決定しております。

X 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「I 重要な会計方針に係る事項 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

XI 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額

1,441円12銭

1 株当たり当期純利益

152円50銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年7月17日

株式会社ハニーズホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
福島事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 晶
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小此木雅博
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ハニーズホールディングスの2024年6月1日から2025年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハニーズホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年7月17日

株式会社ハニーズホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
福島事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 晶
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小此木雅博
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ハニーズホールディングスの2024年6月1日から2025年5月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上